

## 用語の説明

①修業年限:卒業するために必要として定められた標準的な教育・学習期間

②在学年限(在学期間)

: 本学では、この修業年限の2倍に相当する年数(学部8年(薬学部12年)／修士課程、専攻科4年／博士後期課程6年)を超えて在学することはできません。

これを在学年限といい、その期間を在学期間といいます。

ただし、休学期間は在学年限(在学期間)には含まれません。

③休学期間:所属種別により定められた休学期間があります。通算で下表の年限を超えることはできません。

④在籍期間:在学年限(a)に休学期間(b)は含まれないため、最長で学生として在籍できる期間となります。

| 所属種別  |              | ①修業年限                                                  | ②在学年限(a)<br>(在学期間) | ③休学期間(b)<br>(最長) | ④在籍期間(a+b)<br>(最長在籍可能期間) |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------|--------------------|------------------|--------------------------|
| 大 学   | 薬学部以外        | 4 年                                                    | 8 年                | 3 年              | 11 年                     |
|       | 薬学部          | 6 年                                                    | 12 年               | 3 年              | 15 年                     |
| 大 学 院 | 修士課程         | 2 年                                                    | 4 年                | 2 年              | 6 年                      |
|       | 修士課程(1年制コース) | 1 年※                                                   | 4 年                | 2 年              | 6 年                      |
|       | 博士後期課程       | 3 年                                                    | 6 年                | 3 年              | 9 年                      |
| 専 攻 科 | 言語聴覚士養成課程    | 2 年                                                    | 4 年                | 2 年              | 6 年                      |
| 別 科   | 日本語教育課程      | 別科生については、コースごとに修業年限等が異なるため、<br>武蔵野学部事務課の別科担当までご相談ください。 |                    |                  |                          |
|       | 介護福祉士養成課程    |                                                        |                    |                  |                          |

※大学院学則 第2条の3

2 大学院設置基準第3条第3項に基づいて設置した次の研究科については、標準修業年限を1年とすることができる。

- (1) 法学研究科 ビジネス法務専攻 社会人1年制短期コース
- (2) 人間社会研究科 人間学専攻言語聴覚コース 社会人1年制短期コース
- (3) 人間社会研究科 実践福祉学専攻 社会人1年制短期コース
- (4) 環境学研究科 環境マネジメント専攻 社会人1年制短期コース